

交野市新地方公会計制度導入支援業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、交野市（以下「本市」という。）が「交野市公会計制度導入業務」（以下「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定めるものである。

2. 業務概要

（1）業務目的

総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財務第14号平成27年1月23日付）により、地方自治体における統一的な基準による財務書類の作成が必要とされる中で、本市においても平成28年度以降の決算に係る財務書類の作成に取り組んでいる。

本業務については、統一的な基準による財務書類の作成を円滑に行い、今後の財政運営への活用に資するため、財務書類の原案作成をはじめ、各種資料の作成や、作成に関する指導助言、情報提供等導入支援業務を委託するものである。

（2）業務名

交野市新地方公会計制度導入支援業務

（3）業務内容

「交野市新地方公会計制度導入支援業務委託仕様書」のとおり

（4）履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

（5）事業費上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税額の額を含む）

（6）選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当していない者であること
- (2) 法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること
- (3) 近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に本店または支店を有し、当該事業所で本業務を遂行できる者であること
- (4) 仕様書の「8. 履行体制等」に示す体制を整えられる事業者であり、本業務内容に精通した者であること
- (5) 交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止等の期間中でないこと
- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3-2. 参加資格（共同事業体による応募について）

本プロポーザルについては、複数の事業者による共同事業体での応募ができるものとする。その場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同事業体で応募をする場合は、構成する事業者において幹事者を定め、本市との連絡窓口を務めること。
- (2) 共同事業体の構成員全てを明らかにし、各事業者の役割分担を明確にすること。
- (3) 共同事業体の幹事者は、企画提案に必要な諸手続を行うこと。また、契約を締結することになった場合は、幹事者との契約を結ぶものとする。
- (4) 共同事業体による応募をする場合は、当該共同事業体の構成員については、単独又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募することができない。

4. 募集スケジュール

本プロポーザルの募集スケジュールは、次のとおりとする。

| 項 目 | 日時 |
|-------------|----------------|
| 公募の開始 | 平成29年7月28日（金） |
| 参加申出書の提出期限 | 平成29年8月10日（木） |
| 質問書の提出期限 | 平成29年8月7日（月） |
| 質問書の回答日 | 平成29年8月9日（水）まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 平成29年8月28日（月） |
| プレゼンテーション | 平成29年8月31日（木） |
| 審査結果の通知 | 平成29年9月7日（木）まで |

5. 参加申出書の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

プロポーザル参加申出書（様式第1号）

(2) 提出期限

平成29年8月10日（木）午後5時30分まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

ただし、提出者は、開封確認メッセージ付メールや電話確認等、受信確認に努めること。

6. 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加申出書を提出した者は、次に定めるとおり、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

| | 名称 | 様式、添付書類等 |
|---|---------|-------------------------------------|
| ① | 企画提案提出書 | 様式第3号 |
| ② | 業務実績書 | 様式第4号 |
| ③ | 会社概要書 | 様式第5号 |
| ④ | 協力会社概要書 | 様式第6号 共同事業体での応募をする者のみ必要 |
| ⑤ | 業務実施体制表 | 様式第7号 |
| ⑥ | 企画提案書 | 任意様式 |
| ⑦ | 業務工程表 | 任意様式（企画提案書に、工程に関する内容が含まれない場合のみ必要） |
| ⑧ | 見積書 | 任意様式（企画提案書に、受託金額に関する内容が含まれない場合のみ必要） |

(2) 提出期限

平成29年8月28日(月)午後5時30分まで

(3) 提出方法

持参または簡易書留による郵送(必着)

(4) 提出部数

A4版にて、上記(1)の順に並べたものを6部(正本1部、写し5部)提出すること。なお、図表等の資料については、A3版を折り込みA4版の大きさにした物も可とする。

7. プレゼンテーション

提出された企画提案書に関するプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時・会場

平成29年8月31日(木) 交野市役所本館 会議室

詳細については、参加申出書の提出締切後に別途通知する。

(2) 所要時間

プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分、合計30分とする。

(3) 使用する機器等

プレゼンテーションで使用する機器については、持参すること。(ただし、スクリーンに代えて、会議室の壁面(白色)に映像等を投影することは可とする)

(4) 参加人数

各事業者(共同事業者の場合は構成員全体)で3人を限度とする。

(5) 書類選考

本プロポーザルへの参加申出者が5者以上となった場合には、(1)の日時等詳細通知時に書類選考を行う旨を通知する。

この場合には、「9. 選定方法(5) 審査項目」のうち、①、②、⑥及び③の一部を審査項目とした書類審査を行い、上位4者をプレゼンテーション参加者とする。書類選考の結果については、プレゼンテーション実施日前日までに、個別に連絡する。

8. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式第2号】

(2) 提出期限

平成29年8月7日(月)午後5時30分まで

(3) 提出方法

質問書に質問内容を簡潔かつ分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。ただし、受信確認のため、開封確認メッセージ付メールや電話確認等、提出者で受

信確認に努めること。

(4) 回答方法

平成29年8月9日(水)までに、市のホームページに回答を掲載する。

9. 選定方法

本プロポーザルの審査については、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の受託事業者選定については、別に定める審査基準に基づき、審査委員会において書類及びプレゼンテーションに関する審査、採点を行う。
- (2) 採点の合計が最高点である提案者を、第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。
- (3) 第1優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合又は失格事項が判明した場合、第2優先交渉権者との契約協議を行う。
- (4) 提案者が1者であった場合においても審査を行い、仕様書等を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者として選定する。
- (5) 審査項目は次のとおりとする。

| | 審査項目 | 評価基準、視点 | 配点 |
|---|-----------|--|------|
| ① | 業務実績 | ・本業務と同様または類似する業務についての履行実績 | 10点 |
| ② | 業務体制 | ・提案者の運営体制(支援体制) ・業務従事者の経験、知識等 ・業務工程の実現性 | 20点 |
| ③ | 企画提案内容 | ・提案内容の効率性、実現可能性 ・支援内容に関する専門的な充実度 ・本市の実態に合った内容であるか ・提案内容の将来に向けた活用性 | 35点 |
| ④ | その他の提案 | ・仕様書の「4(6)その他の提案等④」に挙げる提案等、その他本業務に関連する有益な提案があるか | 15点 |
| ⑤ | プレゼンテーション | ・プレゼンテーションに関する説得力、信頼性 ・提案内容や質疑応答に対する意欲、丁寧さ | 10点 |
| ⑥ | 価格 | ・提案に対して適正な価格であるか | 10点 |
| | 合計 | | 100点 |

- (6) 最高得点者が2者以上となった場合は、提案価格が低い者を交渉権者として決定する。
- (7) 提出された提案書等は返却しない。
- (8) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。

10. 契約手続

- (1) 交渉権者を選定次第、速やかに本市は当該事業者と契約に関する協議を行い、委託契約を締結する。
- (2) 支払条件は完了払いとし、前払い及び中間払いは行わない。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに関する提案書等の作成、提出、プレゼンテーションその他応募に関する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に定めのない事項について周知が必要な場合は、本市のホームページで公開する。

<問い合わせ及び全ての書類の提出先>

〒576-8501

大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市役所企画財政部財務課 担当：厚主（こうぬし）

電話：072-892-0121（内線286）

メール：zaisei@city.katano.osaka.jp